

(議)第7号

出資法の上限金利の引き下げに関する意見書提出の件

上記の議案を秋田市議会会議規則(昭和42年秋田市議会規則第1号)第14条の規定により提出する。

平成15年9月30日

提出者

秋田市議会議員

| | |
|-----|-----|
| 小松 | 健 |
| 榎 | 清彦 |
| 柏谷 | 幸彦 |
| 安井 | 貞三 |
| 鳥井 | 修 |
| 宇佐美 | 洋二郎 |
| 石川 | ひとみ |
| 芦田 | 晃敏 |
| 米山 | 七郎 |
| 成沢 | 淳子 |

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

出資法の上限金利の引き下げに関する意見書

長引く不況の中で、出資法の上限金利を超える利息を取ったり、無登録で営業するなどの悪質な貸金業者、いわゆるヤミ金融業者による被害が拡大しており、平成14年に警察が全国で検挙した事件は238件、被害者数は約12万人と過去最多となっている。

ヤミ金融業者は、極端な高金利を課すのみならず、執拗かつ脅迫的な取り立てを行っている。また、事務所を持たず携帯電話を連絡手段として貸し付け、そして取り立てを行う「090金融」、さらには勝手に口座に入金して返済を強要する「押し貸し」など、手口はますます悪質で巧妙化してきており、その被害は甚大で大きな社会問題になっているが、これは出資法が利息制限法を大幅に上回る上限金利を定めていることが、高金利の融資が多重債務者を増加させ、ひいてはヤミ金融業者による被害を拡大させる一因となっている。

こうした事態を受け政府は、先の通常国会において、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案を可決、成立させ、罰則強化や広告・勧誘規制などを行うこととしたほか、その附則においては、出資法第5条第2項について当該法律の施行後3年を目途として必要な見直しを行うこととしたところである。

よって、国においては、出資法第5条第2項の見直しに当たっては、今後の社会情勢をかんがみ、必要な検討を加え、当該上限金利の利息制限法の制限金利までの引き下げに向け努力するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月30日

秋田市議会議長 佐々木 晃 二